

(ガス小売供給約款 新旧対照表)

	現行約款	区分	新約款																				
表紙	平成 31 年 2 月 1 日実施	変更	令和元年 10 月 1 日実施																				
表紙		追加	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 15%;">年月日</th> <th style="width: 15%;">内容</th> <th style="width: 60%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成 29 年 4 月 1 日</td> <td>制定</td> <td>改正ガス事業法の施工に伴う制定</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成 30 年 10 月 1 日</td> <td>改定</td> <td>標準熱量変更に伴う改定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平成 31 年 2 月 1 日</td> <td>改定</td> <td>住所表示変更に伴う改定</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>令和 元年 10 月 1 日</td> <td>改定</td> <td>消費税増税に伴う改定</td> </tr> </tbody> </table>	番号	年月日	内容	説明	1	平成 29 年 4 月 1 日	制定	改正ガス事業法の施工に伴う制定	2	平成 30 年 10 月 1 日	改定	標準熱量変更に伴う改定	3	平成 31 年 2 月 1 日	改定	住所表示変更に伴う改定	4	令和 元年 10 月 1 日	改定	消費税増税に伴う改定
番号	年月日	内容	説明																				
1	平成 29 年 4 月 1 日	制定	改正ガス事業法の施工に伴う制定																				
2	平成 30 年 10 月 1 日	改定	標準熱量変更に伴う改定																				
3	平成 31 年 2 月 1 日	改定	住所表示変更に伴う改定																				
4	令和 元年 10 月 1 日	改定	消費税増税に伴う改定																				
P3	<p>(28) 「ガス小売供給に係る無契約状態」 … お客さまが 5(1)のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフやガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。</p> <p>なお、当社（導管部門）がいずれのガス小売事業者とも託送供給契約を締結していないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、当社は、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。</p>	変更	<p>(28) 「ガス小売供給に係る無契約状態」 … お客さまが 5(1)のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフやガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。</p> <p>なお、当社（導管部門）がいずれのガス小売事業者とも託送供給契約を締結していないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、当社は、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。</p>																				
P4	II 使用の申し込み及び契約	変更	II 使用の申し込み及び契約																				
	<p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1) 当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売約款等を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。</p> <p>(2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 申し込みの受付場所は、本社事務所等といたします。</p>	変更	<p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1) 当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売約款等を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。</p> <p>(2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 申し込みの受付場所は、本社事務所等といたします</p>																				

P5	<p>6. 契約の成立及び変更</p> <p>(1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）は、当社が 5(1)のガス使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合を同様とします。</p>	変更	<p>6. 契約の成立及び変更</p> <p>(1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）は、当社が 5(1)のガス使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合を同様とします。</p>
P5	<p>7. 承諾の義務</p> <p>(1) 当社は、5(1)のガス使用申し込みがあった場合には、(2)の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。ただし、(3)又は(4)の場合を除きます。</p> <p>(3) 当社は、次に掲げる当社（導管部門を含みます。）の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(4) 当社は、申込者が当社（導管部門を含みます。）と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(5) 当社は、(2)から(4)によりガス使用の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。</p>	変更	<p>7. 承諾の義務</p> <p>(1) 当社は、5(1)のガス使用申し込みがあった場合には、(2)の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。ただし、(3)又は(4)の場合を除きます。</p> <p>(3) 当社は、次に掲げる当社（導管部門を含みます。）の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、<u>申し込み</u>を承諾できないことがあります。</p> <p>(4) 当社は、申込者が当社（導管部門を含みます。）と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、<u>申し込み</u>を承諾できないことがあります。</p> <p>(5) 当社は、(2)から(4)によりガス使用の<u>申し込み</u>を承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。</p>
P5	<p>8. ガスの使用開始日</p> <p>当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりいたします。なお、3(28)のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日とその開始日といたします。</p> <p>① ガス小売事業者又は当社（導管部門）による最終保障供給からの切替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する 16(1)の定例検針日の翌日。ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。</p> <p>なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。</p> <p>② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び 37(1)の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さ</p>	変更	<p>8. ガスの使用開始日</p> <p>当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりいたします。なお、3(28)のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日とその開始日といたします。</p> <p>① ガス小売事業者又は当社（導管部門）による最終保障供給からの<u>切替え</u>により使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する 16(1)の定例検針日の翌日。ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。</p> <p>なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。</p> <p>② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの<u>申し込み</u>により、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び 37(1)の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さ</p>

	まの希望する日。		まの希望する日。
P6	<p>10. ガス使用契約の解約</p> <p>(2) 他のガス小売事業者への契約切替による解約</p> <p>お客さまがガス使用契約を解約し、新たに他のガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。</p> <p>当社は、当該ガス小売事業者から依頼を当社（導管部門）を介して受け、お客さまとのガス使用契約を解除するための必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日といたします。</p>	変更	<p>10. ガス使用契約の解約</p> <p>(2) 他のガス小売事業者への契約切替による解約</p> <p>お客さまがガス使用契約を解約し、新たに他のガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。</p> <p>当社は、当該ガス小売事業者から依頼を当社（導管部門）を介して受け、お客さまとのガス使用契約を解除するための必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日といたします。</p>
P7	<p>12-1. ガス工事の申込み</p> <p>(1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む場合は、当社（導管部門）が別途定める契約条件に基づき、当社（導管部門）にガス工事の申込みをしていただきます。（13(1)ただし書により当社（導管部門）が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）</p> <p>(4) ガスメーターの決定、設置</p> <p>① 当社（導管部門）は、(1)の申込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。</p> <p>適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申込みのときに、お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。</p> <p>⑤ 当社（導管部門）は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。</p>	変更	<p>12-1. ガス工事の申込み</p> <p>(1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む場合は、当社（導管部門）が別途定める契約条件に基づき、当社（導管部門）にガス工事の申込みをしていただきます。（13(1)ただし書により当社（導管部門）が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）</p> <p>(4) ガスメーターの決定、設置</p> <p>① 当社（導管部門）は、(1)の申込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。</p> <p>適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申込みのときに、お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。</p> <p>⑤ 当社（導管部門）は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。</p>

	<p>12-2. ガス工事の承諾義務</p> <p>(1) 当社(導管部門)は、12-1 (1) のガス工事の申し込みがあった場合は、(2) に規定する場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(2) 当社(導管部門)は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(3) 当社(導管部門)は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なくお客さまにお知らせいたします。</p>		<p>12-2. ガス工事の承諾義務</p> <p>(1) 当社(導管部門)は、12-1 (1) のガス工事の申し込みがあった場合には、(2) に規定する場合を除き、承諾いたします。</p> <p>(2) 当社(導管部門)は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>(3) 当社(導管部門)は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なくお客さまにお知らせいたします。</p>
P8	<p>13. 工事の実施</p> <p>(3) お客さまが(2)により、ガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社(導管部門)は、これに関与いたしません。また、その工事に関して後日補修が必要となったとき若しくはお客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人との間で協議のうえ解決いただくこととし、当社(導管部門)はこれに関与いたしません。</p>	変更	<p>13. 工事の実施</p> <p>(3) お客さまが(2)により、ガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社(導管部門)は、これに関与いたしません。また、その工事に関して後日補修が必要となったとき若しくはお客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人との間で協議のうえ解決いただくこととし、当社(導管部門)はこれに関与いたしません。</p>
P10	<p>14-1. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>(6) お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</p> <p>(8) お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</p> <p>(10) ガスメーターは当社(導管部門)所有のものを設置し、これに要する工事費(設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの)といたします。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社(導管部門)の都合により工事が発生す</p>	変更	<p>14-1. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>(6) お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</p> <p>(8) お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</p> <p>(10) ガスメーターは当社(導管部門)所有のものを設置し、これに要する工事費(設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの)といたします。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替え等、当社(導管部門)の都合により工事が発生す</p>

	<p>る場合には、これに要する工事費は当社（導管部門）が負担いたします。</p> <p>(11) 供給管は当社（導管部門）の所有とし、これに要する工事費は、当社（導管部門）が負担いたします。ただし、お客さまの<u>申し込み</u>により供給管の位置替えを行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）といたします。は、お客さまに負担していただきます。</p>		
P11	<p>14-2. 本支管及び整圧器の新設、入取替に伴う費用の負担</p> <p>— 工事負担金 —</p> <p>(1) 本支管及び整圧器（14-1(6)の整圧器を除きます。）は、当社（導管部門）の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまに負担していただきます。</p> <p>なお、当社（導管部門）が設置した本支管及び整圧器（14-1(6)の整圧器を除きます。）は、他のお客さまがガスの供給を受けるためにも使用いたします。</p> <p>① ガス工事の<u>申し込み</u>に伴い、本支管及び整圧器の新設工事を行う場合においてお客さまの予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第3に掲げる本支管及び整圧器のうち、お客さまの予定使用量の供給に必要最小限度の口径のものをいいます。）の設置工事に要する費用（以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたもの）といたします。）が別表第2の当社（導管部門）の負担額を超えるときは、その差額</p> <p>② ガス工事の<u>申し込み</u>に伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管又は整圧器と同等のもの材料価額（すべての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないもの）といたします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたもの）といたします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第2の当社（導管部門）の負担額を超えるときは、その差額</p> <p>③ ガス工事の<u>申し込み</u>に伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第2の当社（導管部門）の負担額を超えるときは、その差額</p>	<p>14-2. 本支管及び整圧器の新設、入取替<u>え</u>に伴う費用の負担</p> <p>— 工事負担金 —</p> <p>(1) 本支管及び整圧器（14-1(6)の整圧器を除きます。）は、当社（導管部門）の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまに負担していただきます。</p> <p>なお、当社（導管部門）が設置した本支管及び整圧器（14-1(6)の整圧器を除きます。）は、他のお客さまがガスの供給を受けるためにも使用いたします。</p> <p>① ガス工事の<u>申込み</u>に伴い、本支管及び整圧器の新設工事を行う場合においてお客さまの予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第3に掲げる本支管及び整圧器のうち、お客さまの予定使用量の供給に必要最小限度の口径のものをいいます。）の設置工事に要する費用（以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたもの）といたします。）が別表第2の当社（導管部門）の負担額を超えるときは、その差額</p> <p>② ガス工事の<u>申込み</u>に伴い本支管及び整圧器の入取替<u>え</u>工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替<u>え</u>工事によって不要となる本支管又は整圧器と同等のもの材料価額（すべての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないもの）といたします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたもの）といたします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替<u>え</u>工事費」といいます。）が別表第2の当社（導管部門）の負担額を超えるときは、その差額</p> <p>③ ガス工事の<u>申込み</u>に伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替<u>え</u>工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替<u>え</u>工事費の合計額が別表第2の当社（導管部門）の負担額を超えるときは、その差額</p>	変更

― 複数のお客さまから申し込みがあった場合の工事負担金の算定 ―

- (2) 複数のお客さまからガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事は入取替工事を行う場合において、当社（導管部門）が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができるときには、その複数のお客さまと当社（導管部門）が協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。
- (4) (2)の「1つの工事」とは、同時になされたすべてのお客さまの申し込みについて、当社（導管部門）が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。
- (5) 複数のお客さまから共同してガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替え工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取扱うことがあります。
- (7) 建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申し込みがあり、それに伴って本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合は、(5)の申し込みがあったものとして取り扱います。
- (9) 当社（導管部門）は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。
- ① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除きます。
- ② 申し込みによるガスの使用予定者の供給に必要な本支管及び整圧器の新設・入取替工事費が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第2の当社（導管部門）の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地におけるすべてのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。
- ③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等に

― 複数のお客さまから申し込みがあった場合の工事負担金の算定 ―

- (2) 複数のお客さまからガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替え工事は入取替え工事を行う場合において、当社（導管部門）が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができるときには、その複数のお客さまと当社（導管部門）が協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。
- (4) (2)の「1つの工事」とは、同時になされたすべてのお客さまの申し込みについて、当社（導管部門）が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。
- (5) 複数のお客さまから共同してガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替え工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取扱うことがあります。
- (7) 建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申し込みがあり、それに伴って本支管及び整圧器の新設・入取替え工事を行う場合は、(5)の申し込みがあったものとして取り扱います。
- (9) 当社（導管部門）は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。
- ① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除きます。
- ② 申し込みによるガスの使用予定者の供給に必要な本支管及び整圧器の新設・入取替え工事費が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第2の当社（導管部門）の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地におけるすべてのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。
- ③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等に

変更

	より、ガス工事の申し込みを受けた時に3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえで工事負担金を決定することがあります。		より、ガス工事の申し込みを受けた時に3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえで工事負担金を決定することがあります。
P13	15. 工事費等の申し受け及び精算 (2) 当社（導管部門）は、14-2の規定によりお客さまに負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（14-1(6)の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。	変更	15. 工事費等の申し受け及び精算 (2) 当社（導管部門）は、14-2の規定によりお客さまに負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（14-1(6)の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
P14	16. 検 針 (2) 当社（導管部門）は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。ただし、③及び④については、当社が検針を行います。 ① 新たにガスの使用を開始した日（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合及び④の場合を除きます。）	変更	16. 検 針 (2) 当社（導管部門）は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。ただし、③及び④については、当社が検針を行います。 ① 新たにガスの使用を開始した日（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合及び④の場合を除きます。）
P18	22. 料金の算定及び申し受け (4) 当社は、別表第6の料金表を適用して（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早收料金を算定いたします。ただし、12(1)④の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、早收料金を算定いたします。（(7)及び(8)の場合も同様といたします。）	変更	22. 料金の算定及び申し受け (4) 当社は、別表第6の料金表を適用して（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早收料金を算定いたします。ただし、12(1)④の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、早收料金を算定いたします。（(7)及び(8)の場合も同様といたします。）

P21	<p>25. 保証金</p> <p>(1) 当社は、5(1)の申し込みをされる方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件としてその申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p>	変更	<p>25. 保証金</p> <p>(1) 当社は、5(1)の申し込みをされる方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件としてその申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p>
P22	<p>27. 料金の口座振替</p> <p>(4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を次の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまは口座振替申し込み時点でご利用いただいている方法</p>	変更	<p>27. 料金の口座振替</p> <p>(4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を次の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまは口座振替申し込み時点でご利用いただいている方法</p>
P22	<p>28. 料金のクレジットカード払い</p> <p>(3) 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは料金を次の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまはクレジットカード払い申し込み時点でご利用いただいている方法</p>	変更	<p>28. 料金のクレジットカード払い</p> <p>(3) 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは料金を次の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまはクレジットカード払い申し込み時点でご利用いただいている方法</p>
P23	<p>34. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</p> <p>(3) 当社は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。</p>	変更	<p>34. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</p> <p>(3) 当社は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。</p>

P24	<p>35. 供給又は使用の制限等</p> <p>(4) 当社（導管部門）は、次の事由のいずれかに該当するときは、ガスの供給を制限若しくは中止する場合があります。また、当社（導管部門）は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給を制限又は中止する旨をお知らせすることがあります。</p> <p>① 災害等その他の不可抗力による場合</p> <p>② ガス工作物に故障が生じた場合</p> <p>③ ガス工作物の修理その他施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のために必要がある場合</p> <p>④ 法令の規定による場合</p> <p>⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合</p> <p>⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合</p> <p>⑦ 保安上又はガスのむ安定供給上必要な場合</p>	<p>変更</p> <p>削除</p>	<p>35. 供給又は使用の制限等</p> <p>(4) 当社（導管部門）は、次の事由のいずれかに該当するときは、ガスの供給を制限若しくは中止する場合があります。また、当社（導管部門）は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給を制限又は中止する旨をお知らせすることがあります。</p> <p>① 災害等その他の不可抗力による場合</p> <p>② ガス工作物に故障が生じた場合</p> <p>③ ガス工作物の修理その他施工（ガスメーター等の点検、修理、取替え等を含みます。）のために必要がある場合</p> <p>④ 法令の規定による場合</p> <p>⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合</p> <p>⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合</p> <p>⑦ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合</p>
P27	<p>41. 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(6) お客さまは、当社（導管部門）が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。</p>	<p>変更</p>	<p>41. 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(6) お客さまは、当社（導管部門）が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。</p>
P29	<p>44. 使用場所への立ち入り</p> <p>当社又は当社（導管部門）は、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします</p> <p>(2) 当社（導管部門）の作業</p> <p>① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）</p>	<p>削除</p>	<p>44. 使用場所への立ち入り</p> <p>当社又は当社（導管部門）は、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(2) 当社（導管部門）の作業</p> <p>① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）</p>

P38	3. 料金表A	(1) 基本料金	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>881.28 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>816.00 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1か月及びガスメーター1個につき	881.28 円 (税込)	816.00 円 (税抜)
	1か月及びガスメーター1個につき	881.28 円 (税込)				
816.00 円 (税抜)						
P38	(2) 基準単位料金	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1立方メートルにつき</td> <td>217.7280円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>201.60 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1立方メートルにつき	217.7280円 (税込)	201.60 円 (税抜)	
	1立方メートルにつき	217.7280円 (税込)				
201.60 円 (税抜)						
	(3) 調整単位料金	(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに 23 の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。				
	4. 料金表B	(1) 基本料金	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>1,198.80 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>1,110.00 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1か月及びガスメーター1個につき	1,198.80 円 (税込)	1,110.00 円 (税抜)
1か月及びガスメーター1個につき	1,198.80 円 (税込)					
	1,110.00 円 (税抜)					
	(2) 基準単位料金	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1立方メートルにつき</td> <td>198.4284円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>183.73 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1立方メートルにつき	198.4284円 (税込)	183.73 円 (税抜)	
1立方メートルにつき	198.4284円 (税込)					
	183.73 円 (税抜)					
	(3) 調整単位料金	(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに 23 の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。				
P39	5. 料金表C	(1) 基本料金	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>3,456.00 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>3,200.00 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1か月及びガスメーター1個につき	3,456.00 円 (税込)	3,200.00 円 (税抜)
	1か月及びガスメーター1個につき	3,456.00 円 (税込)				
3,200.00 円 (税抜)						
	(2) 基準単位料金					

変更	3. 料金表A	(1) 基本料金	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td><u>897.60 円 (税込)</u></td> </tr> <tr> <td>816.00 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1か月及びガスメーター1個につき	<u>897.60 円 (税込)</u>	816.00 円 (税抜)
	1か月及びガスメーター1個につき	<u>897.60 円 (税込)</u>				
816.00 円 (税抜)						
変更	(2) 基準単位料金	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1立方メートルにつき</td> <td><u>221.76 円 (税込)</u></td> </tr> <tr> <td>201.60 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1立方メートルにつき	<u>221.76 円 (税込)</u>	201.60 円 (税抜)	
	1立方メートルにつき	<u>221.76 円 (税込)</u>				
201.60 円 (税抜)						
	(3) 調整単位料金	(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに 23 の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。				
変更	4. 料金表B	(1) 基本料金	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td><u>1,221.00 円 (税込)</u></td> </tr> <tr> <td>1,110.00 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1か月及びガスメーター1個につき	<u>1,221.00 円 (税込)</u>	1,110.00 円 (税抜)
	1か月及びガスメーター1個につき	<u>1,221.00 円 (税込)</u>				
1,110.00 円 (税抜)						
変更	(2) 基準単位料金	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1立方メートルにつき</td> <td><u>202.1030円 (税込)</u></td> </tr> <tr> <td>183.73 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1立方メートルにつき	<u>202.1030円 (税込)</u>	183.73 円 (税抜)	
	1立方メートルにつき	<u>202.1030円 (税込)</u>				
183.73 円 (税抜)						
	(3) 調整単位料金	(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに 23 の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。				
変更	5. 料金表C	(1) 基本料金	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1か月及びガスメーター1個につき</td> <td><u>3,520.00 円 (税込)</u></td> </tr> <tr> <td>3,200.00 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1か月及びガスメーター1個につき	<u>3,520.00 円 (税込)</u>	3,200.00 円 (税抜)
	1か月及びガスメーター1個につき	<u>3,520.00 円 (税込)</u>				
3,200.00 円 (税抜)						
	(2) 基準単位料金					

P39	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1 立 方 メ ー ト ル に つ き</td> <td>1 8 4 . 9 6 0 8 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>1 7 1 . 2 6 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	1 8 4 . 9 6 0 8 円 (税込)	1 7 1 . 2 6 円 (税抜)	<p style="text-align: center;">変更</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1 立 方 メ ー ト ル に つ き</td> <td><u>1 8 8 . 3 8 6 0 円 (税込)</u></td> </tr> <tr> <td>1 7 1 . 2 6 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	<u>1 8 8 . 3 8 6 0 円 (税込)</u>	1 7 1 . 2 6 円 (税抜)
	1 立 方 メ ー ト ル に つ き		1 8 4 . 9 6 0 8 円 (税込)						
		1 7 1 . 2 6 円 (税抜)							
	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	<u>1 8 8 . 3 8 6 0 円 (税込)</u>							
		1 7 1 . 2 6 円 (税抜)							
	<p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	<p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>							
	<p>6. 料金表D</p>	<p>6. 料金表D</p>							
	<p>(1) 基本料金</p>	<p>(1) 基本料金</p>							
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1 か月及びガスメーター1個につき</td> <td>9, 7 2 0 . 0 0 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>9, 0 0 0 . 0 0 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1 か月及びガスメーター1個につき	9, 7 2 0 . 0 0 円 (税込)	9, 0 0 0 . 0 0 円 (税抜)		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1 か月及びガスメーター1個につき</td> <td><u>9, 9 0 0 . 0 0 円 (税込)</u></td> </tr> <tr> <td>9, 0 0 0 . 0 0 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1 か月及びガスメーター1個につき	<u>9, 9 0 0 . 0 0 円 (税込)</u>	9, 0 0 0 . 0 0 円 (税抜)
	1 か月及びガスメーター1個につき		9, 7 2 0 . 0 0 円 (税込)						
9, 0 0 0 . 0 0 円 (税抜)									
1 か月及びガスメーター1個につき	<u>9, 9 0 0 . 0 0 円 (税込)</u>								
	9, 0 0 0 . 0 0 円 (税抜)								
<p>(2) 基準単位料金</p>	<p>(2) 基準単位料金</p>								
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1 立 方 メ ー ト ル に つ き</td> <td>1 7 1 . 3 2 0 4 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>1 5 8 . 6 3 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	1 7 1 . 3 2 0 4 円 (税込)	1 5 8 . 6 3 円 (税抜)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1 立 方 メ ー ト ル に つ き</td> <td><u>1 7 4 . 4 9 3 0 円 (税込)</u></td> </tr> <tr> <td>1 5 8 . 6 3 円 (税抜)</td> </tr> </table>	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	<u>1 7 4 . 4 9 3 0 円 (税込)</u>	1 5 8 . 6 3 円 (税抜)		
1 立 方 メ ー ト ル に つ き		1 7 1 . 3 2 0 4 円 (税込)							
	1 5 8 . 6 3 円 (税抜)								
1 立 方 メ ー ト ル に つ き	<u>1 7 4 . 4 9 3 0 円 (税込)</u>								
	1 5 8 . 6 3 円 (税抜)								
	<p style="text-align: center;">変更</p>								
	<p style="text-align: center;">変更</p>								